

件名	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課

【改正の概要】

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の縮減を図るため、特別職については21年度と同様、その他の職員については21年度の内容を一部緩和して、平成18年度から実施している給与減額措置を22年度においても継続する。

1 減額率の変更

〔現行〕

区分		給料	管理職手当	期末勤勉手当	その他の手当
特別職	知事	25/100	-	減額後の給料の月額による額	-
	副知事	18/100			
	教育長、管理者及び常勤監査委員	15/100			
その他の職員	特定幹部職員	6/100	7.5/100	減額前の給料の月額による額	減額後の給料の月額による額
	管理職員	4.5/100	-		
	一般職員	3/100			
	若年層職員	2.6/100			

〔改正後〕

区分		給料	管理職手当	期末勤勉手当	その他の手当
特別職	知事	25/100	-	減額後の給料の月額による額	-
	副知事	18/100			
	教育長、管理者及び常勤監査委員	15/100			
その他の職員	特定幹部職員	6/100	-	減額前の給料の月額による額	減額前の給料の月額による額
	管理職員	4.5/100	-		
	一般職員	0.5/100			
	若年層職員				

「期末勤勉手当」のうち、知事等の特別職に支給される手当は、期末手当のみである。その他の手当は、給料月額を算出基礎とする手当のうち、管理職手当、退職手当以外の手当。(地域手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特地・へき地手当、農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育手当)

2 条例の有効期限の延長

この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

平成23年3月31日

施行日	平成22年4月1日。ただし、2に係る部分は公布日
-----	--------------------------

【その他参考事項】

職員の区分

区分	対象者
特定幹部職員	管理職手当を支給される職員のうち、管理・監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるもの
管理職員	管理職手当を支給される職員(特定幹部職員を除く)
一般職員	管理職手当を支給されない職員のうち、期末手当の加算を受けるもの
若年層職員	上記以外の職員

臨時職員及び非常勤職員は、給与減額措置対象外。

技能労務職員については、「技能労務職員の給与の特例に関する規程」により、同様の給与減額措置を実施。